

# 福岡県版学校評価資料

—学校関係者評価の実施に向けて—

平成20年3月

福岡県教育委員会

## はじめに

学校評価については、文部科学省が作成した「学校評価ガイドライン」等を参考としながら、各学校の創意工夫により取組が進められているところですが、平成19年6月の学校教育法、同年10月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施とその結果の公表、設置者への報告等に関する規定が新たに設けられ、それを受けて平成20年1月に「学校評価ガイドライン」の改訂がなされました。

このような状況を踏まえ、このたび福岡県教育委員会では、各学校や教育委員会における学校評価に関する取組のさらなる充実に資するため、「福岡県版学校評価資料―学校関係者評価の実施に向けて―」を作成することとしました。

本資料では、学校関係者評価の目的や意義、学校関係者評価委員会の設置や実際の評価の進め方、評価結果の報告や公表の方法等、主として学校関係者評価に関する実際の取組の参考となる事項を示しています。

学校評価は、各学校が教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営の状況等について評価し、改善を図ることにより、教育の質の向上をめざすとともに、保護者や地域住民等の信頼に応える学校づくりを進めていくために重要な取組です。

各学校や教育委員会においては、本資料を活用していただき、それぞれの学校や地域の特徴を生かした学校評価の一層の改善を図り、家庭や地域との連携協力のもと、よりよい学校づくりを推進していただくようお願いします。

平成20年3月

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長 村尾 崇

# 目 次

はじめに

目次	1
<b>I 学校評価の概要</b>	<b>2</b>
I-1 学校評価の3つの形態	2
I-2 学校評価の法的位置づけ	3
I-3 自己評価・学校関係者評価の流れ	4
学校関係者評価実施上の留意点	5
<b>II 学校関係者評価の目的と意義</b>	<b>8</b>
II-1 学校評価ガイドラインから	8
II-2 先進地域の取組から	8
<b>III 学校関係者評価の実際</b>	<b>10</b>
III-1 学校関係者評価委員会の設置	11
III-2 学校関係者評価実施のための資料準備	13
III-3 学校関係者評価委員会の評価活動と評価内容	16
III-4 学校関係者評価結果の報告書の作成	18
III-5 結果の公表	20
<b>IV 市町村教育委員会の対応</b>	<b>22</b>
IV-1 教育委員会規則等の改正	22
IV-2 対応の整理	22
IV-3 学校に対する支援等	22

# I 学校評価の概要

## I-1 学校評価の3つの形態

学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、学校評価について規定がされました。それに伴い、学校評価ガイドラインについても改訂され、用語等の整理がされています。

### (1) 自己評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

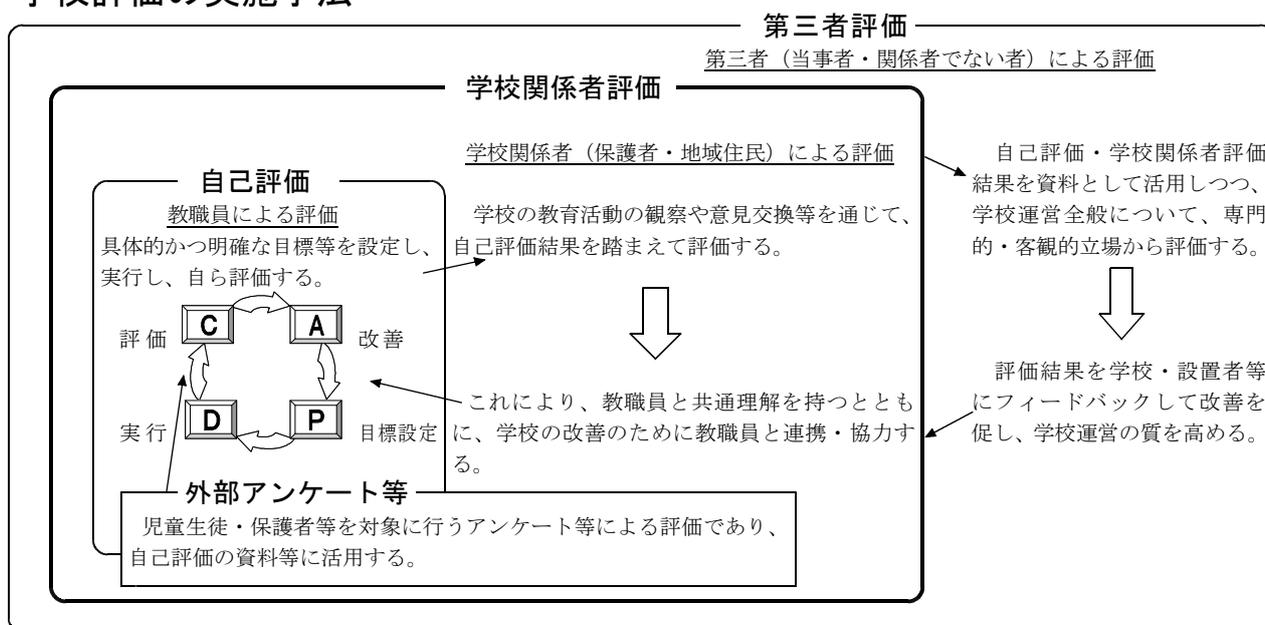
### (2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

### (3) 第三者評価

第三者評価は、その学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うものである。

### 学校評価の実施手法



※ 自己評価・学校関係者評価・第三者評価の囲みは、定義として内を含む範囲ではなく、評価対象として含む範囲を指す。

〔『学校評価ガイドライン[改訂] 文部科学省 平成20年1月31日』より〕

## I - 2 学校評価の法的位置づけ

### 学校評価に関する法令の改正

学校教育法の一部改正（平成19年6月）により、学校評価を行うことと、学校運営の状況に関する情報を地域に積極的に提供することが規定されました。

#### 学校教育法

**第42条** 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

**第43条** 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

それに伴い、学校教育法施行規則が一部改正（平成19年10月）され、評価結果を設置者に報告することや公表することが求められています。

#### 学校教育法施行規則

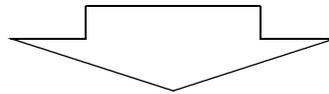
**第66条** 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

**第67条** 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

**第68条** 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。



今回の法改正により、学校評価の実施にあたっては、次のことを確認しておく必要があります。

#### 【公表】

自己評価・・・・・・・・その結果を公表するものとする。

学校関係者評価・・・・・・・・その結果を公表するよう努めるものとする。

#### 【報告】

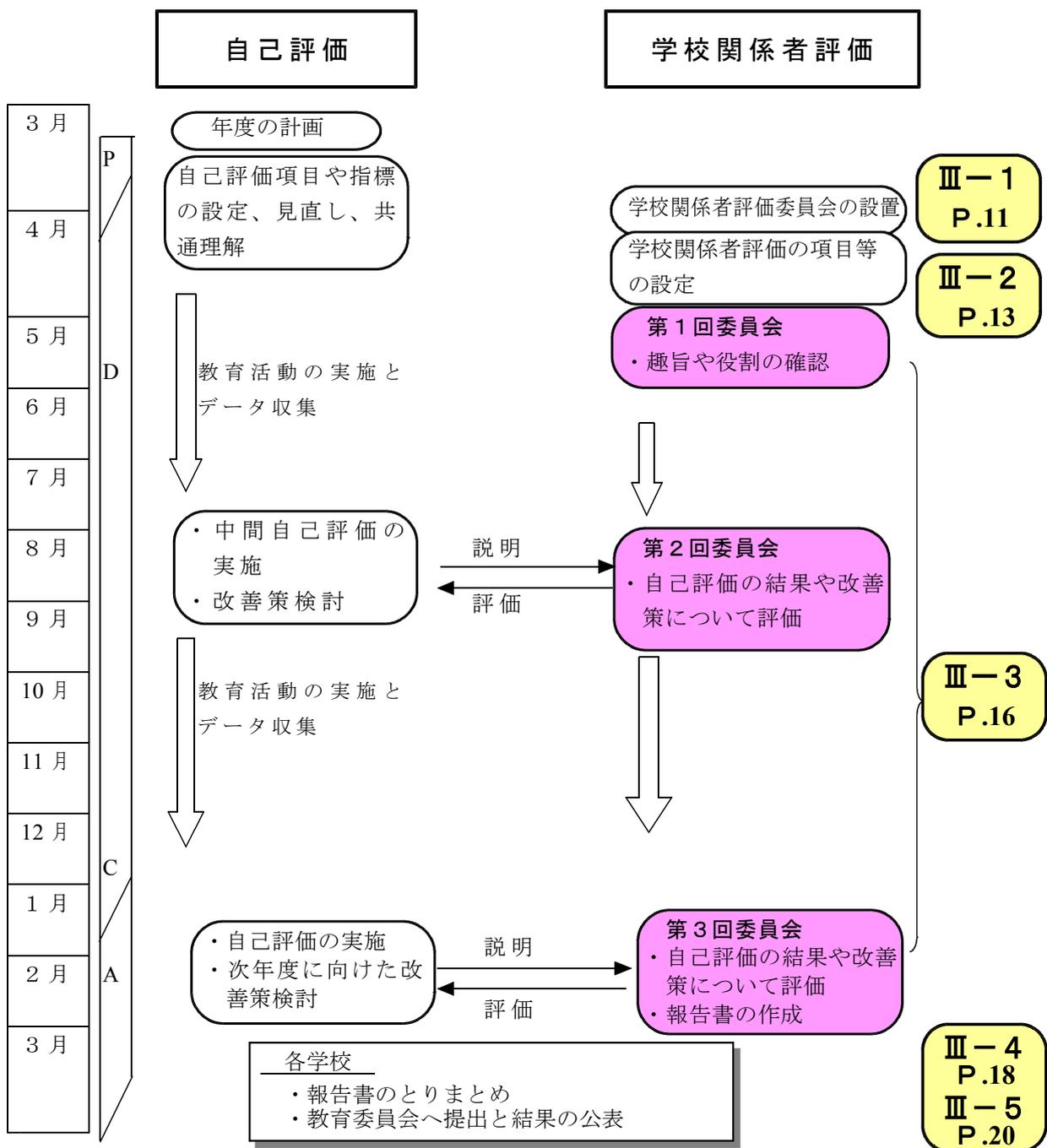
自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を設置者に報告するものとする。

# I - 3 自己評価・学校関係者評価の流れ

学校は、学校の教育目標実現に向けたP D C Aサイクルに則り学校運営を行うとともに、特にC（評価）の客観性を高め、A（改善）の方策を検討する場面で学校関係者評価を位置づけることが大切です。

P D C Aサイクルは、1年間を一つのサイクルと考え実施していくことが基本となります。しかし、実際には、ある程度実践したら、すぐに評価を行い改善したり、1年間より長いスパンで取り組んだりする場合があります。学校評価は、各市町村や各学校の実態に応じ、計画的に行っていくことが大切です。

以下は、1年間のサイクルの中に中間自己評価を実施した例を示しています。



# 学校関係者評価実施上の留意点

学校関係者評価は、学校の自己評価の結果を踏まえて実施されます。したがって、学校関係者評価を適切に実施するためには、学校の自己評価が適切に行われていることが大切です。

また、学校は、学校関係者評価を推進するための推進体制を整備し、自己評価の項目や指標の見直しをするとともに、職員間の共通理解をしっかりと図っておきます。

## 1 校内の学校評価の推進体制の整備

校長のリーダーシップの下、**学校評価委員会**（仮称）等の推進組織が中心となり、年間を通して計画的・組織的・継続的に学校の自己評価や学校関係者評価を進めていきます。  
（「学校の自己評価の手引き」平成 15 年福岡県教育委員会より）

学校関係者評価は、学校の自己評価をもとに行われるため、自己評価の実施に関わる校長・副校長・教頭を中心に、学校評価全体を推進する学校評価委員会を整備します。

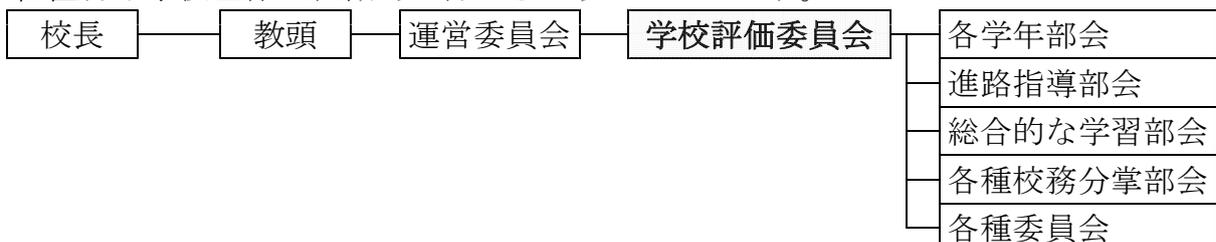
### 【既存組織を生かし学校評価委員会を整備した例】 <小規模校のC小学校の例>

この例では、学校評価の推進は研究推進委員会が中心になって行っています。校長、教頭と教務主任と研究主任が構成員です。評価計画や評価原案（評価項目、評価基準等）は研究推進委員会で審議された後、職員会議で共通理解を図ります。



### 【新規に学校評価委員会を設置した例】 <大規模校のJ中学校の例>

この例では、職員数が多いという利点を生かし、新たに学校評価委員会を設けています。学校評価委員会の構成員には、校長、教頭、学年主任の他に進路指導主事と総合的な学習の時間の担当者がなっています。校務分掌組織に学校評価委員会を位置付け学校全体で組織的に行えるようにしています。



（「学校改善を目指す学校評価」平成 16 年福岡県教育委員会・福岡県教育センターより）

学校評価委員会は、前項の例以外にも学校の規模や特色により、それぞれで工夫することが大切です。

### ○ 学校評価委員会の委員選定（例）

- ・各学年の情報が欲しい } ⇒ 学年の代表者（学年主任）
- ・各学年への指示を徹底したい }
- ・評価結果を基に教育課程の見直しをしたい ⇒ 教務主任
- ・教育相談体制を主に評価してもらいたい ⇒ { 生徒指導主事  
養護教諭
- ・わかる授業づくりの工夫を評価してもらいたい ⇒ { 研究主任  
指導方法工夫改善教員

※管理職 …… 保護者、地域、教育委員会との連絡調整、全体把握 等

### ○ 学校評価委員会の役割（例）

- ・自己評価計画の立案
  - ・評価項目の検討
  - ・学校関係者評価委員会の設置計画
- ⇒ 共通理解
- ・年間計画への位置づけ
  - ・校務分掌への位置づけ
  - ・評価データの収集

## 2 自己評価の評価項目・評価指標・評価基準

### ○ 評価項目

『学校評価ガイドライン[改訂]』には、各学校や設置者において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例を12分野に分類して例示しています。

- |             |          |             |                 |
|-------------|----------|-------------|-----------------|
| ■ 教育課程・学習指導 | ■ 保健管理   | ■ 組織運営      | ■ 情報提供          |
| ■ 進路指導      | ■ 安全管理   | ■ 研修        | ■ 保護者、地域住民等との連携 |
| ■ 生徒指導      | ■ 特別支援教育 | ■ 教育目標・学校評価 | ■ 教育環境設備        |

（『学校評価ガイドライン[改訂]』 P. 34～参照）

しかし、各学校はすべての分野から項目を網羅的に設定する必要はありません。

学校教育法施行規則では、「小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。」と規定されています。学校の教育目標や重点目標に即して評価項目を設定していくようにします。

### ○ 評価指標

評価指標は、評価項目の達成状況を把握するために定量的に判定できるように設定します。しかし、成果に着目した成果指標だけでなく、目標達成に向けたプロセスにも着目した取組指標を設定することも重要です。

- 成果指標 …… 目標の達成状況を把握するためのもの  
例) 当該学年で学習する漢字の9割以上を読み書きできるようにする。
- 取組指標 …… 目標の達成に向けた取組の状況を把握するためのもの  
例) 子どもの人間関係を把握するために、定期的な個別面談を実施する。

### ○ 評価基準

指標を設定したら、評価があいまいにならないようにするために、評価基準を明確にしておきます。

例えば、評価指標を『当該学年で学習する漢字の9割以上を読み書きできるようにする。』と設定し、その結果を4段階で評価する場合、下のように達成した児童生徒の割合で評価基準を設定することが考えられます。

- 4 …… できた (80%以上の児童生徒ができた)
- 3 …… だいたいできた (60～79%の児童生徒ができた)
- 2 …… あまりできなかった (児童生徒の40～59%しかできなかった)
- 1 …… できなかった (児童生徒の40%未満しかできなかった)

また、取組指標については、実施の頻度や回数等で評価基準を設定することもできます。評価基準については、職員でよく検討し合い、共通理解を図るとともに、学校関係者評価委員とも協議することで評価の客観性を高めることができます。



#### 根拠資料の収集をしましょう。

「できた」「できなかった」など、漠然とした印象で判断することのないように、判断材料となるデータを集めるようにします。

(例) 実施の頻度や回数、検査結果やアンケート結果の集約等

### 3 職員の意識の共有化

学校は、学校関係者評価の意義や方法について職員の意識の共有化を図り、組織的に取り組むことができるよう職員会議等を通じて、自己評価の評価項目・評価指標・評価基準について共通理解を図ることが大切です。

- 学校の自己評価の進め方の詳細については、『学校改善を目指す学校評価(平成16年福岡県教育委員会・福岡県教育センター)』、『学校の自己評価の手引き(平成15年福岡県教育委員会)』を参照。なお、これらのデータは、福岡県教育センターのホームページからダウンロードすることができます。

## Ⅱ 学校関係者評価の目的と意義

### Ⅱ－１ 学校評価ガイドラインから

学校関係者評価の目的について、『学校評価ガイドライン[改訂]』には、次のように示されています。

「学校関係者評価は、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。」

このように、学校関係者評価は、単に学校を評価するだけのものではなく、家庭や地域の理解と協力を得ることも目的としています。

### Ⅱ－２ 先進地域の取組から

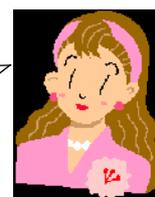
県内には、国や県の指定を受けて学校評価に取り組んでいる地域があります。そうした先進地域からも学校関係者評価の意義や効果の声が聞かれます。

#### (1) 保護者・地域住民と学校との関わりが深まる

学校関係者評価をすることで学校との関わりが強くなりました

はじめは何から始めたらよいのか全くわかりませんでした。手探りで進めていくうちに、お互い(学校と保護者・地域住民、保護者・地域住民相互)が何をしていけばよいのかがはっきりしてきたように思います。学校に行く機会も増えました。

【評価委員さんの声】



学校評価の結果として、学校の取組を理解してもらい、家庭や地域の方々が教育ボランティア等に積極的に協力してくれるようになりました。

【学校運営協議会実施校の声】

学校の取組について評価を行うために、学校関係者評価委員は学校に足を運び、実際の教育活動に参加したり、子どもや教職員と対話をしたりします。こうした活動を通して、学校との関わりを深めることができます。

## (2) 学校の取組について保護者・地域住民から共感的な理解を得られる

### 保護者・地域から共感的な理解が得られるようになりました

自分たちが取り組んできたことを保護者や地域の方々に示したことで、「先生たちは、こんなこともやってくれているんだ。」「学校はこんな課題を持っているんだ。」と共感的な理解を得ることができ、お互いの信頼関係を深めることができました。

【小学校職員の声】



学校が自らの取組を評価し、その結果を保護者や地域と共有することで、学校が今、何を課題とし、どのような協力を必要としているのかを保護者や地域住民に伝えることができます。

## (3) 学校関係者評価を実施するプロセスで学校の理解者・協力者が増える

学校の取組や改善策等について協議し、学校をよりよくするために協力して取組を進めていく過程で、学校の理解者・協力者を増やすことができます。

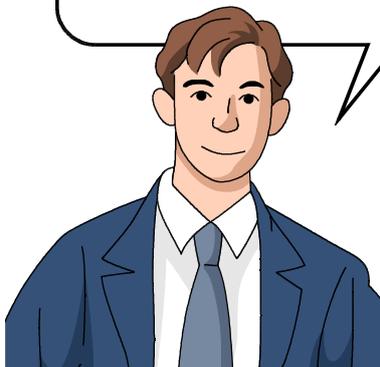
その結果として多くの保護者・地域住民からの理解が得られ、学校、家庭、地域の三者が協力する開かれた学校づくりにつながっていきます。

### 評価のプロセスが、相互理解のプロセスになります

学校関係者評価は、学校と保護者・地域が、話し合い理解を深めていくプロセスが大切であり、このプロセスに信頼関係を築く大切な営みが含まれています。

しかし、数値化や客観性にこだわりすぎると、良い評価結果を得るためだけに労力を注ぐことになり、学校関係者評価が「評価のための評価」になりがちです。こうなると、学校関係者評価の形骸化を招き、負担感だけが残ることになってしまいます。

【学識経験者】



### 学校関係者評価は、学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールです

学校は、学校の状況や努力が評価者に理解できるような十分な情報提供や学校の公開を行うようにしましょう。

# Ⅲ 学校関係者評価の実際

本章では、学校関係者評価委員会の設置の在り方や運営の方法を具体的な例を示しながら解説します。

## Ⅲ-1

### 学校関係者評価委員会の設置

P. 11～

- 1 学校関係者評価委員の構成
- 2 既存組織の活用
- 3 学校関係者評価委員会の役割
- 4 委員選定の工夫

## Ⅲ-2

### 学校関係者評価実施のための資料準備

P. 13～

学校関係者評価の評価項目・評価指標の設定の仕方

## Ⅲ-3

### 学校関係者評価委員会の評価活動と評価内容

P. 16～

- 1 学校関係者評価委員会の評価内容と年間の評価活動
- 2 学校関係者評価の充実

## Ⅲ-4

### 学校関係者評価結果の報告書の作成

P. 18～

- 1 学校関係者評価委員会が、学校に提出する報告書
- 2 学校がとりまとめ、設置者に提出する報告書

## Ⅲ-5

### 結果の公表

P. 20～

## Ⅳ

### 市町村教育委員会の対応

P. 22～

- 1 教育委員会規則等の改正
- 2 対応の整理
- 3 学校に対する支援等

## Ⅲ－１ 学校関係者評価委員会の設置

### 1 学校関係者評価委員の構成

学校関係者評価の評価者について、「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（平成19年11月8日 19文科初第849号）」では、次のように示しています。

- (ア) 評価者に当該学校の幼児児童生徒の保護者を含めることが適当であること。
- (イ) (ア)のほかに、-中略-当該学校と直接関係のある者とするのが適当であること
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げた者のほか、必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接関係を有しない有識者を加えることも考えられること。

次の人たちは、必ず学校関係者評価委員として選定します。

- 在籍する児童生徒の保護者
- 地域住民
- 接続学校の職員・・・ 9ヶ年の義務教育を円滑に行うために、少なくとも、小学校の学校関係者評価委員には中学校の職員を、中学校の学校関係者評価委員には小学校の職員を選定することを原則とします。

その他にも地域住民として学校や児童生徒の実態等についてくわしく知っており、学校を支援しようとする態度を持った人には積極的に依頼し、委員としての参加を促します。

保護者	接続学校	地域住民	その他
・PTAの役員 ・父母 ・祖父母	・接続する幼、小、中、高等の職員 ・接続する幼、小、中、高等のPTA役員	・公民館関係者 ・自治会や校区青少年育成会議関係者 ・コンビニエンスストアの店長等の子どもをよく知る商店主 ・地元企業の関係者 ・スクールガードリーダー	・元PTAの役員 ・卒業生 ・過去に在籍した教員 ・警察、消防署員 ・NPOのメンバー ・学識経験者

学校関係者評価委員会が、その目的を果たすためには、委員会が組織として機能する必要があります。そこで、委員長や副委員長等、それぞれの役割と権限を決めておきます。

#### 【構成例】

- 委員長 (1名)・・・ 学校関係者評価委員として評価を行うとともに、学校関係者評価委員の意見をとりまとめ、学校関係者評価報告書の作成を代表し学校へ提出する。
- 副委員長 (1名)・・・ 学校関係者評価委員として評価を行うとともに、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、委員長の代行を務める。
- 委員 (若干名)・・・ 学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を踏まえた評価を行う。

## 【人数】

委員の人数については、学校の目標や学校規模によって異なることが考えられます。委員が少ないと評価の客観性が保てない等の問題が生じるため、学校の状況等に応じて5～10人を目安として構成するとよいでしょう。

## 2 既存組織の活用

学校評価委員会は、その目的を踏まえて、学校評議員や学校運営協議会等、すでにある組織を活用したり、メンバーを加えたりして設置することもできます。

その際、次の点をよく理解していただき、評価が教育活動の一部の面に偏らず、客観性・透明性が高くなるよう配慮します。

- 学校を適切に理解し、教育活動の支援を行う。
- 学校改善に役立つという判断に基づき意見を述べる。

## 3 学校関係者評価委員会の役割

『学校評価ガイドライン[改訂]』には、学校関係者評価委員の役割について「(学校関係者評価の) 評価者は、学校の取組について評価し意見を述べるとともに、家庭や地域においては、学校運営改善のための窓口の一つであると同時に、学校の理解者としてその努力を伝えていくことが期待される。」と述べられています。

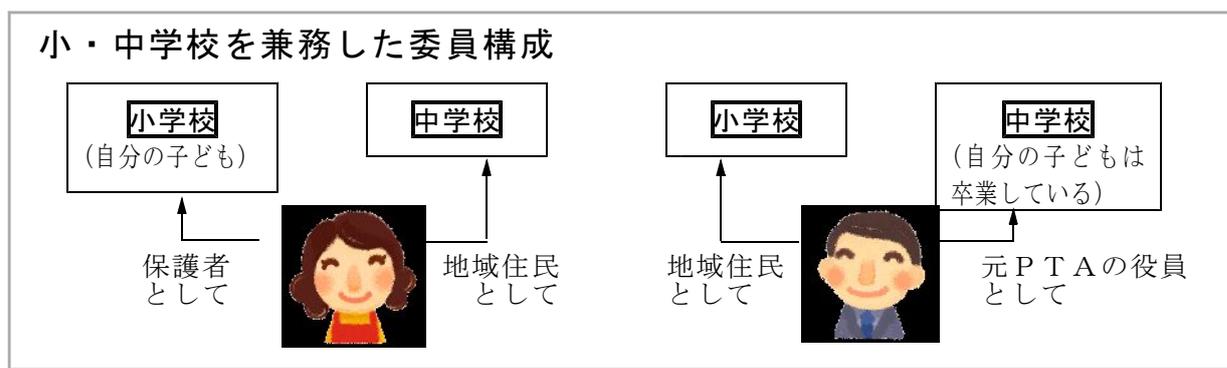
つまり、学校の取組について評価を行い、評価書を取りまとめるだけでなく、学校のよき理解者として家庭や地域に働きかけてもらうことが、大切な役割といえます。

また、学校関係者評価委員は、その役割上、児童生徒の個人情報等を知り得ることが考えられます。学校関係者評価委員は、このような個人情報の保護や守秘義務を負うこととなります。

委員に対しては、あらかじめ予想される職務や義務について説明し、各委員の理解を得ることが欠かせません。

## 4 委員選定の工夫

小規模校等の事情により、学校関係者評価委員が集まりにくい場合は、次のような工夫も考えられます。



## Ⅲ-2 学校関係者評価実施のための資料準備

学校関係者評価を円滑に行うために、学校は、学校の重点目標や教育指導計画、本年度の自己評価項目とともに、前年度の学校関係者評価の結果やそれらを踏まえた改善状況などの資料を準備します。

また、学校は、学校関係者評価委員が学校の取組について評価しやすい形式で学校関係者評価書を作成します。

### ○ 学校関係者評価の評価項目・評価指標の設定の仕方

学校関係者評価の評価項目や評価指標は、学校と学校関係者評価委員との間で、学校の課題や教育活動等を共通理解する上で重要です。

学校関係者評価書は、「学校評価ガイドライン [改訂]」等を参考にしながら、学校や評価者の実態に応じて、表現や形式を工夫する必要がありますが、次の2点については、必ず委員が意見を記述できるようにします。

- ◇ 学校が提出した自己評価に関する意見
- ◇ 教育活動その他の学校運営の改善に関する意見

#### 例1 学校の自己評価項目・指標をそのまま学校関係者評価の項目・指標に

できるだけわかりやすい表現にしましょう。

学校関係者評価書		4大変よい    3よい    2努力を要す    1すぐに改善
項目	指標	自己評価
I 教育課程・学習指導 各教科等の 状況	子どもたちへの声かけや説明の仕方がわかりやすく、黒板に要点を整理して書いている。 ----- <結果> 教具を学年で分担し作成したことで、多くの教具を用い説明することができたが、教科により、めあてとまとめが十分に板書できていない時間もあった。【根拠資料①】	3
	パソコンやビデオなどを活用した授業づくりをしている。 ----- <結果> 【生徒アンケートの結果】 ビデオ教材を各教室で積極的に使った。 よく使っていますか    はい 82%    いいえ 18% 役に立っていますか    はい 91%    いいえ 9%	4
	個別指導やグループ別指導などの生徒の実態に合わせた授業を行っている。 ----- <結果> 習熟度別指導を年間計画に位置づけたどおりに実施することができた。しかし、実施どまっている。【根拠資料②】	2
	当該学年の漢字の8割以上を読み書きできるようにする。 ----- <結果> 学期末テストで9割以上の生徒が書くことができた。	4
	【学校の改善策】 習熟度別指導については、1学年だけでなく、年間カリキュラムに位置づける。	
	【学校関係者評価委員からの意見】(自己評価の仕方や改善策、その他気づいた点)	

自己評価の根拠を示す資料を準備します。

自己評価の結果と改善策の適切さについて評価を受ける欄を設けます。

自己評価項目・評価指標を、そのまま学校関係者評価の項目と指標として活用することができます。このような活用は、学校の取組を自己評価と同じ観点で評価する点で優れていますが、指標が専門的な用語になったり、評価経験を積んだ者にしかその意味が伝わらず評価できない場合があります。評価者が、学校関係者評価にある程度習熟している場合に活用できる形式です。

学校関係者評価委員が、十分な評価経験を積んでいない場合は、例2、例3の形がよいでしょう。

## 例2 学校の自己評価項目・評価指標を整理してわかりやすい項目・指標に

自己評価項目・指標のいくつかをまとめて、表現もわかりやすくすることで、学校関係者評価委員が評価できるようにします。

いくつかの指標をまとめて、大まかにわかりやすい指標にします。

学校関係者評価書		
項目	指標	自己評価
I 教育課程・学習指導	わか、授業づくりのための工夫を行っている。 <結果> 教具や板書を工夫したり、視聴覚機器を使ったりしてわかる授業づくりをすることができた。 【根拠資料①】	4
	<結果> 個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導など生徒の実態に応じた指導が適切に実施されている。【根拠資料②】 習熟度別指導が実施されたのは、第3学年のみだった。また、実施単元が決まっていないために、担当	2
	【学校の改善策】 習熟度別の指導については、すべての単元で実施する単元の年間計画への位置づけと単 【学校関係者評価委員からの意見】	
II 生徒指導	薬物乱用防止・非行防止教室等の指導が計画的に実施されている。 【根拠資料③】	3
	養護教諭とのチームを組んだ授業を全学級で実施することができた。しかし、非行防止教室については、身近な資料を準備するなど教材の工夫をする必要があった。	
	教育相談や問題行動への対応など、学校として生徒指導に取り組む体制が整備されている。 【根拠資料④】 教育相談週間の実施、相談箱の設置、チェックリストやQ U等の活用は実施できた。問題行動自体が減少したというわけではないが、学校としての体制や共通認識のもとに取り組むこと	2

○△×やABCで評定するより、数字で評定すると、平均値を取ったり、変化を見たりすることができます。

こうした平易な表現は、学校関係者評価委員が学校の取組や評価すべき点を理解するのに適していますが、学校が行う自己評価の項目や内容とのずれが生じないように注意する必要があります。

### 例3 学校関係者の率直な意見を重視して

学校関係者評価委員の経験によっては、例2で示した方法でも評価することが難しい場合があります。そうした場合には、学校はおおまかな評価項目だけを記載し、学校関係者評価委員の率直な意見や気づきを重視して評価してもらう方法があります。

主に学校関係者評価の導入期や評価経験を積んでいない学校関係者評価委員には適した方法ですが、こうした形式で委員の意見を集めた場合には、学校の自己評価の項目や内容とのずれが生じないように十分な聞き取りや協議を行う必要があります。



〇〇小学校 自己評価書		
項目	指標	自己評価
I 確 か な 学 力 の 育 成	発問や説明が、簡潔・丁寧で、要点が整理された板書がされている。【根拠資料①】	3
	視聴覚教材や教育機器などの教材・教具が活用されている。【根拠資料②】	4
	問題解決的な学習過程により、児童生徒の興味関心を生かした指導が行われている。【根拠資料③】	3
II 豊 か な 心 の 育 成	個別指導やグループ別指導などの個別指導を実施している。【根拠資料④】	
	各教科の単元末テスト等で、すべて割以上を正答できる。【根拠資料⑤】	
	【改善策】 習熟度別指導については、高学年年でも実施するとともに、年間力する。 また、重点単元を・・・・	

〔自己評価書をもとにして〕

平成 年 月 日 ( )

平成〇〇年度 **学校関係者評価書**

(〇〇立小学校  
評価委員名 ( ) )

1 自己評価結果について

確かな学力の育成について

豊かな心の育成について

健康・安全教育について

地域・保護者との連携について

2 自己評価結果に至る理由の認識について

3 具体的な改善策について

4 その他

## Ⅲ－３ 学校関係者評価委員会の評価活動と評価内容

### 1 学校関係者評価委員会の評価内容と年間の評価活動

学校関係者評価委員会は、各種の資料や学校の諸活動の観察等を通じて、

- ・ 学校の自己評価の内容が適切かどうか
- ・ 自己評価の結果を踏まえた改善方策が適切かどうか
- ・ 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
- ・ 学校運営等の改善の取組が適切かどうか

を評価することを基本とします。

ここでは、学校が7～8月に中間の自己評価を実施し改善を図るように計画し、その中に学校関係者評価を位置づけた例を紹介します。2学期制を実施している学校については、学期の区分等を考慮し適切な時期に実施します。

**4～5月** 第1回の会議では、主として学校関係者評価の趣旨や学校の方針等の説明を受け、協議を行います。

第1回 学校関係者評価委員会	
1 校長挨拶	・ 前年度の自己評価と学校関係者評価の結果と、それらをふまえた改善状況
2 学校関係者評価委員の紹介	
3 委員長選出	・ 学校の年間行事予定や委員会開催期日等の確認調整
4 学校からの説明	
・ 学校関係者評価の趣旨	5 質疑
・ 重点目標など具体的な目標や計画	
・ 本年度の自己評価項目や取組状況	

**7～8月** 第2回の会議は、学校が自己評価や改善策立案を行った後に実施します。主として自己評価の結果や改善策についての説明を受け、妥当性や改善策について話し合います。

第2回 学校関係者評価委員会	
1 校長挨拶	※ 次期開催予定について
2 前回の内容と議事録の確認	
3 学校からの説明（第1サイクルの自己評価結果について）	
4 協議	
・ 自己評価と改善策について	
5 委員長によるまとめ	

**1～2月** 第3回の会議では、年間を通じた達成状況や取組状況について学校の説明を受け、評価を行い改善点について協議した上で、報告書にとりまとめます。

第3回 学校関係者評価委員会	
1 校長挨拶	※ 次年度の大まかな予定について
2 前回の内容と議事録の確認	
3 学校からの説明（1年間の取組の自己評価結果と改善策について）	
4 協議	
・ 自己評価と改善策について	
・ 改善に向けた取組について	
5 報告書の作成	

## 2 学校関係者評価の充実

『学校評価ガイドライン[改訂]』では、「学校関係者評価においては、主体的・能動的な評価活動が期待されており、例えば学校の求めに応じてアンケートに回答するのみや、自己評価の結果について単に説明を受け意見聴取されるのみなどの受動的な評価活動にとどまることのないよう留意する。」と、述べられています。

学校関係者評価を充実させるためには、自己評価書や資料等の書類だけでなく、実際の教育活動を踏まえた協議ができるように工夫し、教育活動の目的や取組状況をできるだけ正確に理解してもらうことが必要です。

### 参観を取り入れる

参観日を利用して、教育活動の参観をします。

また、「学校関係者評価日」を定めて、全校一斉に授業公開をすることもよいでしょう。



### 教育活動に参加する

無理のない範囲で参加できる行事等に合わせて、学校関係者評価委員会を開催します。子どもや教師の動きに直接触れることができます。



### 子どもや教師との対話

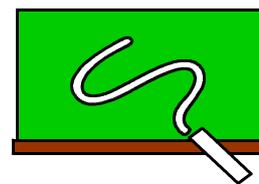
対話を通して、教師の思いや考え、子どもたちの考えなどに触れることができます。

### P T A 総会や懇談会での 意見交換

総会や懇談会の場で、学校関係者評価の意義や目的について委員の方から保護者に説明してもらったり、保護者の生の声を集めたりすることもよいでしょう。

### 授業研修等の研修への参加

授業研修は、教育力を高める大切なものですが、保護者等の目に触れることはほとんどありません。どのようなねらいや気持ちで授業づくりをしているかが伝わります。



### 【その他の資料提供】

学校関係者評価の実施に必要と考えられる資料（アンケートの集計結果、取組状況や成果を示すデータ等）や、学校関係者評価委員会から求められた資料は、内容を検討し積極的に提示します。

## Ⅲ－４ 学校関係者評価結果の報告書の作成

学校は、自己評価の結果、学校関係者評価の結果、それらの評価結果を踏まえた今後の改善方策について検討し、「報告書」として文書にとりまとめます。とりまとめた報告書は、学校関係者評価委員会が作成した「報告書」と共に、設置者である教育委員会に提出します。

### 1 学校関係者評価委員会が、学校に提出する報告書

#### <学校関係者評価結果の報告書>

自己評価の結果に関する意見や、教育活動その他の学校運営の改善に関する意見などについて記述したもの

### 2 学校がとりまとめ、設置者に提出する報告書

#### <自己評価書>

学校が作成し、学校関係者評価委員会に提出したもの

#### <学校関係者評価結果の報告書>

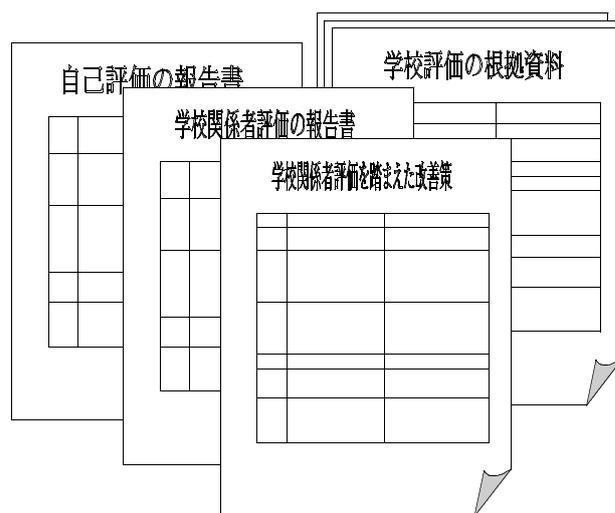
上記1の学校関係者評価委員会から提出されたもの

#### <学校関係者評価を踏まえた改善策>

学校関係者評価委員会の報告書を基に、今後の改善策をまとめたもの

#### <根拠となる資料>

自己評価や学校関係者評価のために使用したアンケート等の集計結果など具体的な根拠資料



※ 『自己評価の結果の報告書』、『学校関係者評価の結果の報告書』、『学校関係者評価を踏まえた改善策』を一つの報告書にまとめることもできます。次頁にその例を紹介します。

#### 【報告書の提出時期について】

1年間を1つのPDCAサイクルと考えた場合は、年度末に設置者である教育委員会に提出することが考えられます。しかし、評価結果を基にした改善策には、予算措置が必要な場合もあります。予算計上等の時期は、市町村によって異なることから、中間報告の形式で提出することや、提出時期を年度途中に設定することも考えられます。

平成 ○年度 ○○学校 学校評価 報告書

平成○年 3月○日

【学校教育目標】  
豊かな心を持ち、共に学び、粘り強く取り組む子どもの育成



【本年度の重点目標】  
・習熟度別指導の充実を図り、確かな学力の定着を図る。  
・総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育の在り方を工夫し、適切な勤労観・職業観の育成を図る。  
・特別支援教育についての校内研修会を実施し、個別の指導計画を作成する。

分野	項目	自己評価	学校関係者評価	学校関係者評価を踏まえた改善策	
I 教育 課程 ・ 学習 指導	教科等の状況	発問や説明が、簡潔・丁寧で、要点が整理された板書がされている。 ----- <結果> 教具を学年で分担し作成したことで、多くの教具を用い説明することができた。黒板には、必ずめあてとまとめを板書するようになった。 【根拠資料①】	4	黒板に写真や資料を貼る等の工夫が見られ、わかりやすくまとめられていました。評価は4となっていますが、学年によってばらつきがあるように思います。全学級で統一的な板書のルールのようなものがあればいいように感じました。	・構造的な板書や子どもの思考の流れに沿う板書の在り方等について研修する場を年度当初に設ける。(板書の基本的スタイル等については、研究主任が提案)
		視聴覚教材や教育機器などの教材・教具が活用されている。 ----- <結果> ビデオ教材を各教室で積極的に使った。 【児童アンケートの結果】 よく使っていますか はい82% いいえ18% 役に立っていますか はい91% いいえ9%	4	機器の数に限りがあるのですが、子どもがもう少し自分で操作しながら確かめることができるようになると、子どもたちももっと楽しく学習できると思います。	・分割授業等、指導形態を工夫することで対応する。(学年主任と教務主任で調整) ・機器の補充については、備品要求書を提出。(教頭)
		個別指導やグループ別指導などの子どもの実態に合わせた授業を行っている。 ----- <結果> 習熟度別指導を年間計画に位置づけたことで、計画どおりに実施することができた。しかし、学習内容に応じて重点的に習熟度別指導を行う単元を整理する必要がある。 【根拠資料②】	3	先生方の工夫により、子どもたちは意欲的に学習に取り組んでいました。低学年にも少人数指導がなされることを期待します。	・本年度は、高学年の習熟度別指導に重点を置いて加配教員の配置を行った。今後は、重点単元を設定していくことで、低学年での少人数指導も実施していく。(教務主任が調整、重点単元の選定は各学年で行う。)
		朝の習熟タイムを活用し、当該学年の漢字の8割以上を読み書きできるようにする。 ----- <結果> 学期末テストで9割以上の子が、当該学年の漢字の8割以上を正しく書くことができた。 【根拠資料③】	4	子どもたちの学力の向上についてはよく指導がなされ、自作の学習プリントなどが作成し、丁寧な指導がなされていると思います。今後も是非続けていただきたい。	継続実施
	改善策	習熟度別指導の重点単元を整理し、加配教員の配置を変更する。 また、習熟度別指導については、補充的な内容だけでなく、発展的な内容や、探求的な内容を位置づけ、学力の定着を図るようにする。		習熟度別指導など授業の仕方が工夫されているので、子どもたちの学力は、伸びてきているようです。今後も工夫されることを期待します。定着については家庭での復習など保護者への啓発が必要だと思います。	・家庭での学習習慣の形成について、学校関係者評価委員さんから4月のPTA総会で話をしてもらおうとしている。(教頭) ・習熟と探求を考慮した単元計画と分割授業の計画を作成し、1学期に実施する。
教育課程の状況	----- <結果> 授業時数の確保はできているが、週案の内容には個人差があり、計画的な指導の一層の充実が必要である。【根拠資料④】	2	この報告書の形式は、自己評価、自己評価結果を踏まえた改善策、学校関係者評価、学校関係者評価結果を踏まえた改善策を一つの報告書にまとめた例です。 この例では、各項目ごとに学校関係者評価を記述するようにしていますが、いくつかの項目を合わせたり、重点化したりして、自己評価の在り方や改善策等について評価する欄を設けることも考えられます。		
	----- <結果> 全学年において作成することができた。また、全職員で共通理解する場を持ったことで学年の系統性を考慮して作成したことで各学年の重点も明確になった。 【各学年の学力向上プラン参照】	4			
改善	・週案には、本時分のめあてと留意点については必ず記載するように共通理解を図った。 ・作成した学年学力向上プランを活用し、プランの妥当性を検証するため				

## Ⅲ－５ 結果の公表

各学校は、自己評価や学校関係者評価の結果及び改善策を、学校便りや学校のホームページ等により公表し、保護者・地域住民に周知する努力が求められています。

### ○ ホームページによる公表

学校のホームページに学校評価の結果等を掲載すれば、評価書の枚数が多くても公表が可能ですし、レイアウトを工夫するしてわかりやすく伝えることができます。各学校でホームページを開設できない場合は、市町村や市町村教育委員会のホームページに掲載することも考えられます。

### ○ 学校便りによる公表

ホームページと違って、紙面に限りがあるので要約して掲載する必要があります。また、取組状況等について、継続的・定期的に発行することが大切です。

学校便りは、回覧板等で地域の各戸に届くようにしたり、地域の人が集まる公共施設(庁舎、公民館等)に掲示したりします。

### ○ 保護者・地域住民に対する説明の場の設定による公表

P T A総会、学級や学年懇談会、地区懇談会等において説明するとともに、学校の行事等で保護者・地域住民が集まる機会に、ホームページや掲示板で公表していることをPRすることも大切です。

※ 保護者や地域住民に対して、学校は、学校評価の結果やそれを踏まえた学校の改善策を提供することはもちろんのこと、学校の日常の取組状況等、常に最新の情報を提供することが大切です。

#### 公表にあたっての留意事項

- ・ 個人情報の保護に留意する。  
(特に小規模校は、個人の特定がされやすい。)
- ・ 風評被害を防ぎ、信頼を得るためには、正確な情報提供に努める。
- ・ ホームページの更新等、常に新しい情報の提供に努める。

※ その他、『学校評価ガイドライン[改訂] (文部科学省 平成20年1月31日)』の「情報提供にあたっての留意事項」等を参照のこと。

【ホームページへの掲載例】

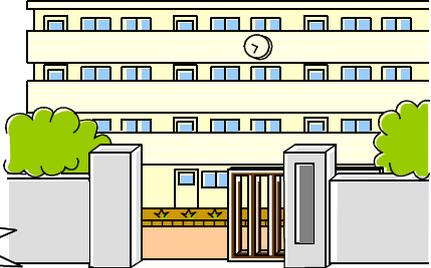
平成〇〇年度  
**〇〇立〇〇小学校 ホームページ**

学校経営方針

行事紹介

PTA活動

学校評価 **クリック**



平成〇〇年度 **学校評価**

- ◆学校関係者評価委員会要項
- ◆第1回学校関係者評価委員会
 

平成〇〇年〇月〇日（〇） 9：30～11：30

〇〇中学校の校長先生、自治会長、校区青少年育成会、PTA 役員等の7名の委員の方に集まっていたき、今年度の学校評価について話し合いました。
- ◆第2回学校関係者評価委員会
 

平成〇〇年〇月〇日（〇） 14：00～16：30

本校の取組について報告を行い、ご意見をいただきました。

**クリック**

昨年年度の評価結果

評価委員会の様子

〇〇小学校学校関係者評価書			
項目		指標	自己評価
I 教育課程	各教科等	発問や説明が、簡潔・丁寧で、要点が整理された板書がされている。 <b>【根拠資料①】</b>	4
		視聴覚教材や教育機器などの教材・教具が活用されている。 <b>【根拠資料②】</b>	4
		問題解決的な学習過程により、児童生徒の興味関心を生かした指導が行われている。 <b>【根拠資料③】</b>	3

# IV 市町村教育委員会の対応

## 1 教育委員会規則等の改正

学校を設置する教育委員会においては、教育委員会規則等を改正し、学校評価の実施及び公表並びに評価結果の設置者への報告に関する規定を置くことが望まれています。

(19文科初等第849号「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)」)

## 2 対応の整理

学校は、自己評価と学校関係者評価の報告書を設置者である市町村教育委員会に提出します。これを受けて、市町村教育委員会は、学校に対して支援を行うこととなります。

そこで、市町村教育委員会は、次のような観点から対応を整理します。

- 学校で対応できることは何か。市町村教育委員会で対応すべきことは何か。
- 財政的措置が必要かどうか。
- 緊急性があるか、中長期的な取組が必要か。
- 学校ごとに個別の対応をするか、すべての学校に統一した対応をするか。
- 県教育委員会に情報を伝える必要があるか。 等

これらのことを考慮し、学校の自主性を損なわないように配慮して、優先順位や重点項目を決め、支援策を検討します。

## 3 学校に対する支援等

市町村教育委員会は、各学校から提出された学校評価の報告書をもとに、各学校の自己評価をはじめ、学校評価が適切に行われたかどうか、学校の改善に向けた取組が適切かどうかを検証し、学校運営の改善に向けた指導助言を行います。

この指導助言にあたっては、必要に応じ、学校訪問を行ったり、教職員・児童生徒・保護者・地域住民・学校関係者評価委員会等に対して意見聴取を行ったりすることも考えられます。

また、学校や市町村の状況に応じて、必要な支援策を講じます。

## 参考

### 学校関係者評価委員会の設置を推進するための工夫

学校関係者評価の実施にあたっては、すでに校内に設置している「学校評価委員会」等が中心となって推進することが基本となりますが、各学校や市町村教育委員会の実態等に応じ、P. 5の「学校評価委員会」等を市町村教育委員会を単位として設置することもできます。

＜市町村教育委員会単位で設置する場合の例＞

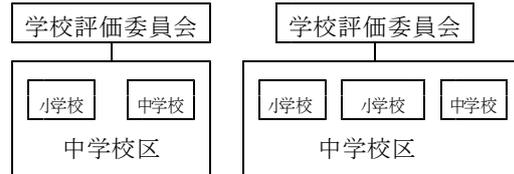
○市町村教育委員会が中心となって設置



#### 【利点】

- ・市町村の方針に基づき、各学校が統一的な取組を計画できる。
- ・それぞれの学校の評価方法や内容について情報交換を行いやすい。

○中学校区ごとに設置



#### 【利点】

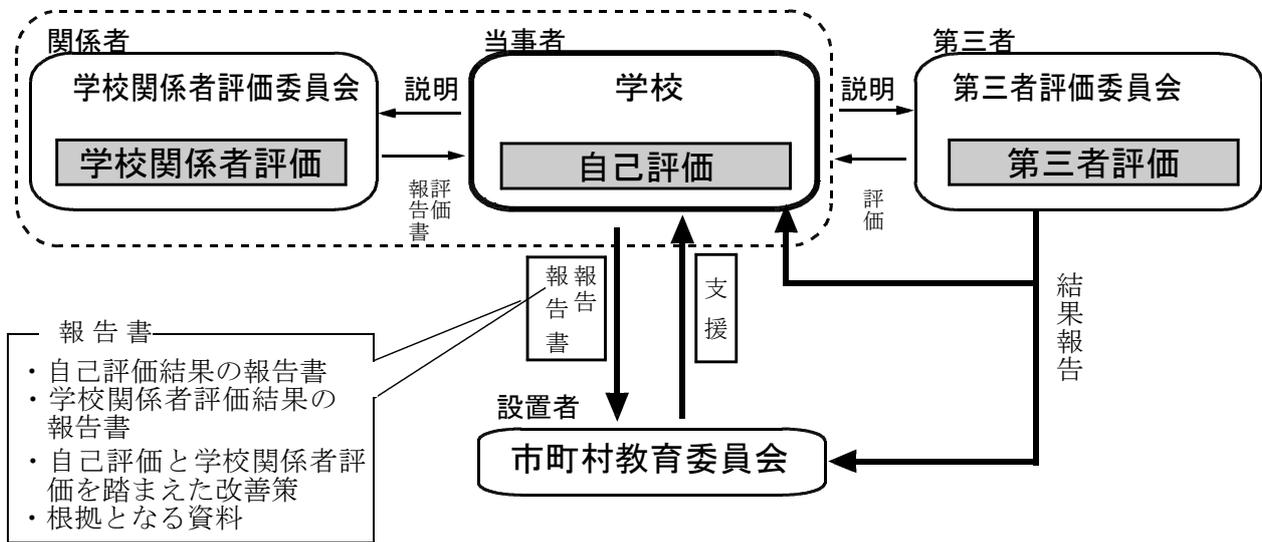
- ・小中一貫した方針の学校運営による自己評価、学校関係者評価を実施できる。

#### 【留意点】

- ・評価項目等は、すべての学校が同一のものではなく、共通のものと各学校独自のものを分けるなど、各学校の特色や独自性を生かすことができるように配慮しておきましょう。
- ・学校は、学校評価委員任せにならないようにするとともに、校内での実務的な作業をサポートする体制を整備しておく必要もあります。

### 学校評価の枠組み

下図は、これまで述べてきた学校評価の評価者と設置者との関係等を示したものです。



## 市町村教育委員会の取組事例

### 報告書の受け取り方の工夫

報告書は、学校から市町村教育委員会への一方向的な報告ではなく、学校が努力したことや悩みなどについて共通理解し、学校、家庭・地域、教育委員会が共に学校の課題を解決するよう取り組んでいくために活用されることが大切です。

そのために、報告書を提出する際に、学校、学校関係者評価委員会、教育委員会で話し合う場を設定しています。その中で、学校が努力・工夫すること、教育委員会が努力すること、学校関係者評価委員会に協力をお願いすること等について確認するようにしています。

### 市町村全体での取組

学校を支援するために教育委員会だけの対応では難しい場合は、庁内の他の部局に働きかけ、協力を求めました。市町村全体で取り組むことで、財政的な措置をとらずに学校を支援することもできました。



### 評価委員の研修

保護者や地域の方は、教育の専門家ではありません。したがって、評価委員さんに評価力をつけていただくための研修として、学校の取組をよく見聞きし理解する場を設けることにしています。

具体的には、教育委員会の学校訪問のときに同行していただくようお願いしています。これにより、学校の取組について説明を受けたり、協議したりすることに慣れていただくようにしています。

### 【福岡県版学校評価資料検討委員】

学識経験者（委員長）	元兼 正浩	九州大学人間環境学研究院教育学部門准教授
市町村教育委員会代表	關 敏治	太宰府市教育委員会教育長
〃	藤島 傳藏	広川町教育委員会教育長
指導行政代表	麻生 秀喜	北筑後教育事務所主幹指導主事
〃	村上 健司	筑豊教育事務所主幹指導主事
保護者・地域代表	吉田 真理	元大牟田市学校教育システム改善協議会委員
〃	川崎 朝代	太宰府市学校評価システム構築事業外部評価委員

### 【福岡県版学校評価資料検討委員会事務局】

義務教育課主幹指導主事	家宇治 正幸
義務教育課主任指導主事	井上 和信
義務教育課参事補佐兼学事係長	早川 昌宏
義務教育課学事係主任主事	明永 好弘
義務教育課指導主事	河村 武磨
〃	家入 禎博

福岡県行政資料	
分類番号 I A	所属コード 2 1 3 2 1 0 5
登録年度 1 9	登録番号 1 0